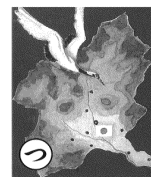




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第8号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	5
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	7

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十号
群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表知事戦略部の部メディアプロモーション課の項中「広報紙・テレビ係」を「広報紙係、テレビ係」に改め、同部デジタルトランスフォーメーション課の項中「デジタルトランスフォーメーション課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課」に、「デジタル化推進係、デジタル連携係、NETSUGEN運用係、DX戦略室」を「企画係、始動係、推進係、NETSUGEN室」に改め、同部業務プロセス改革課の項中「業務改革推進係、ICT活用推進係」を「行政改革推進係、自治体DX係」に改め、同項の次に次のように加える。

グリーンイノベーション推進課	グリーンイノベーション推進係、カーボンニュートラル実現係、連携推進係、再生可能エネルギー推進室
----------------	---

第八条第一項の表総務部の部総務事務管理課の項中「給与・旅費係」の下に、「集中化推進係」を加え、同表地域創生部の部地域創生課の項中「地域づくり支援係、過疎山振係」を「地域支援・過疎係」に改め、同表環境森林部の部気候変動対策課の項を削り、同表産業経済部の部産業政策課の項中「新事業推進係、未来投資促進室」を「支援機関連携係、産業戦略室」に改め、同部経営支援課の項中「経営支援課」を「未来投資・デジタル産業課」に、「金融係、経営革新係、流通・サービス業係、支援機関連携係」を「デジタル産業創出係、投資促進係、企業誘致係」に改め、同部地域企業支援課の項中「技術開発係、地域産業係、販路支援係」を「金融係、経営・事業承継支援係、流通・サービス業係、地場産業係、ものづくりイノベーション室」に改め、同表県土整備部の部河川課の項中「特定ダム対策室」を削り、同条第二項の表デジタルトランスフォーメーション課の部中「デジタルトランスフォーメーション課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課」に、「DX戦略室」を「NETSUGEN室」に、「DX企画係」を「NETSUGEN運用係」に改め、同表業務プロセス改革課の部デジタル基盤室の項中「システム管理係」を「基幹システム係」に改め、同部の次に次のように加える。

グリーンイノベーション推進課	再生可能エネルギー推進室	プロジェクト推進係
----------------	--------------	-----------

第八条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「外来医療・療養支援係」を「外来医療係」に改め、同表農政課の部農協検査指導室の項中「農協検査第一係、農協検査第二係」を「農協検査係」に改め、同表産業政策課の部未来投資促進室の項中「未来投資促進室」を「産業戦略室」に、「投資促進係、企業誘致係」を「新事業推進係」に改め、同表経営支援課の部中「経営支援課」を「未来投資・デジタル産業課」に、「イノベーション係」を「連携推進係」に改め、同部の次に次のように加える。

地域企業支援課	ものづくりイノベーション推進室	技術開発係、マーケティング支援係
---------	-----------------	------------------

第八条第二項の表河川課の部特定ダム対策室の項を削り、同表都市計画課の部まちづくり室の項中「景観形成係」の下に、「水泳場整備係」を加え、同条第四項の表スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「アウトドアスポーツ係」の下に、「障害者スポーツ係」を加える。
第十一条第一項第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。
へ 脱炭素の推進その他の気候変動対策に関する事項
第十一条第一項第六号イ中「事項」の下に「(知事戦略部の主管に属する事項を除く。)」を加える。

第十二条第二項第三号中「情報管理」の下に「及びリスク管理の総括」を加える。
第十二条の二メディアプロモーション課の項第二号中「プロモーションコンテンツ」を「ぐんまちゃん」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

八 インターネットによる発信業務に関する事項。
九 動画・放送スタジオ活用業務に関する事項。

第十二条の二デジタルトランスフォーメーション課の項中「デジタルトランスフォーメーション課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課」に改め、同項第四号中「産学官連携」を「産学官金連携」に改め、同条業務プロセス改革課の項の次に次のように加える。

- グリーンイノベーション推進課
- 一 グリーンイノベーション関連施策に係る総合調整に関する事項。
 - 二 ぐんま5つのゼロ宣言(他課の主管に属するものを除く。)に関する事項。
 - 三 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事項。
 - 四 地球温暖化対策に関する事項。
 - 五 気候変動適応策に関する事項。
 - 六 省エネルギー対策の推進に関する事項。
 - 七 再生可能エネルギー(他課の主管に属するものを除く。)に関する事項。
 - 八 産学官金連携(グリーンイノベーションに係るものに限る。)に関する事項。

第十三条の二スポーツ振興課の項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、同項第十七号中「第八十三回国民スポーツ大会」の下に「及び第二十八回全国障害者スポーツ大会」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を第十八号とし、第十一号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「広域スポーツセンター」を「総合型地域スポーツクラブ」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 県立ふれあいスポーツプラザに関すること。
 九 県立ゆうあいピック記念温水プールに関すること。
 第十三条の二の二生活こども課の項第十八号中「社会福祉法人」の下に「社会福祉連携推進法人」を加え、同条県民活動支援・広聴課の項第二号中「県民センター」を「案内業務及び県民センター」に改め、同項第三号から第十四号までを次のように改める。

- 三 群馬県民の日に関すること。
- 四 公益通報者保護制度(総務課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 五 行政対象暴力対策に関すること。
- 六 情報公開に関すること。
- 七 個人情報保護に関すること。
- 八 宗教法人に関すること。
- 九 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百一十三条第一項に規定する移行法人に関すること。
- 十一 公益信託(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 十二 NPO活動及び協働の推進に関すること。
- 十三 特定非営利活動法人に関すること。
- 十四 NPO・ボランティアアサロンぐんまに関すること。
- 第十三条の二の二県民活動支援・広聴課の項第十五号から第二十六号までを削り、同条私学・子育て支援課の項第七号及び児童福祉・青少年課の項第十三号中「社会福祉法人」の下に「社会福祉連携推進法人」を加える。
- 第十三条の三監査指導課の項第一号中「社会福祉法人」の下に「社会福祉連携推進法人」を加え、同条介護高齢課の項第五号中「(老人福祉事業に係るものに限る。)に関すること」を「及び社会福祉連携推進法人に関すること(老人福祉事業に係るものに限る。)」に改め、同条障害政策課の項第十五号中「社会福祉法人」の下に「及び社会福祉連携推進法人」を加え、同項第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条食品・生活衛生課の項第二号中「群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例」を「及び群馬県食品衛生法施行条例」に改め、同項第三十三号を第三十四号とし、第二十一号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行(主務大臣を厚生労働大臣とする事務に係るものに限る。)に関すること。
 第十四条環境政策課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
 三 群馬県の生活環境を保全する条例の施行(環境美化の推進に限る。)に関すること。

第十四条気候変動対策課の項を削り、同条廃棄物・リサイクル課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「及び屋外における燃焼行為の制限」を「屋外における燃焼行為の制限及び循環型社会形成の推進」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
 五 二十五年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の施行(プラスチックごみゼロ及び食品ロスゼロに限る。)に関すること。

- 第十七条産業政策課の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第七号及び第八号を削り、同項第六号中「産学官連携」を「産学官金連携」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。
- 五 群馬県産業支援機構に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- 六 商工組合、中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会に関すること。
- 七 商工会議所及び商工会に関すること。
- 八 小規模事業対策の実施に関すること。
- 第十七条経営支援課の項及び地域企業支援課の項を次のように改める。
- 未来投資・デジタル産業課
 - 一 デジタル産業の創出に関すること。
 - 二 企業の情報化推進に関すること。
 - 三 産業立地の適正化に関すること。
 - 四 企業誘致の推進に関すること。
 - 五 創業の支援に関すること。
 - 六 スタートアップの推進に関すること。
- 地域企業支援課
 - 一 制度融資に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
 - 二 信用保証協会に関すること。
 - 三 貸金業法の施行に関すること。
 - 四 高度化資金に係る診断に関すること。
 - 五 中小企業の経営支援に関すること。
 - 六 中小企業等経営強化法の施行に関すること。
 - 七 産業競争力強化法の施行に関すること。
 - 八 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関すること。
 - 九 サイバスの振興に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
 - 十 物流事業の振興に関すること。
 - 十一 商業の振興に関すること。
 - 十二 中心市街地の活性化に関すること。

- 十三 大規模小売店舗立地法の施行に関する事。
- 十四 工業の振興に関する事。
- 十五 地場産業の振興に関する事。
- 十六 伝統的工芸品産業の振興に関する事。
- 十七 産業デザイン振興に関する事。
- 十八 鉱業法及び鉱山保安法の施行に関する事(他課の主管に属するものを除く)。
- 十九 研究開発・知的財産の創出・技術支援に関する事。
- 二十 ものづくり支援(他課の主管に属するものを除く)に関する事。
- 二十一 総合科学技術の振興(他課の主管に属するものを除く)に関する事。
- 二十二 県試験研究(他課の主管に属するものを除く)に関する事。
- 二十三 販路支援に関する事。
- 二十四 海外ビジネス展開支援に関する事。
- 二十五 産業技術センターに関する事。
- 二十六 群馬県産業支援機構に関する事(中小企業経営資源強化対策及び受発注振興に係るものに限る)。
- 第十八条 監理課の項に次の二号を加える。
 - 十四 電気通信事業法の施行(損失補償に係るものに限る)に関する事。
 - 十五 鉄道事業法の施行(損失補償に係るものに限る)に関する事。
- 第十九条 第三項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「及びグリーンイノベーション推進監」を加える。
- 第五十九条 第一項の表中「家庭支援係」を「家庭支援第一係、家庭支援第二係」に改め、同条第三項家庭支援係の項中「家庭支援係」を「家庭支援第一係及び家庭支援第二係」に改める。
- 第七十八条 第一項の表群馬県館林保健福祉事務所の項中「保健係」を「保健第一係、保健第二係」に改め、同条第二項衛生係の項第二号中「群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例」を「及び群馬県食品衛生法施行条例」に改め、同条第二項衛生係の項に次の一号を加える。
 - 二十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行(主務大臣を厚生労働大臣とする事務に係るものに限る)に関する事。
- 第七十八条 第二項食品監視係の項第一号中「群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例」を「及び群馬県食品衛生法施行条例」に改め、同条第二項食品監視係の項に次の一号を加える。
 - 六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行(主務大臣を厚生労働大臣とする事務に係るものうち、輸出証明書の発行及び取消しに係る業務を除く)に関する事。
- 第八十条 第四項食品監視係の項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。
- 第六十七条 第二項食品・医薬品検査係の項第三号中「、食品中のアレルギー物質」を削り、「放射能」を「放射性物質」に改め、同条第二項食品・医薬品検査係の項第六号及び第七号を削り、同条第二項残留農薬検査係の項に次の二号を加える。
 - 三 試験検査に係る精度管理業務に関する事。
 - 四 食品に関する物の安全性に関する情報の収集及び提供に関する事。
- 第七十七条 第二項食品微生物検査係の項第一号中「(衛生環境研究所の主管に属するものを除く)に関する事」を「及び調査研究に関する事(衛生環境研究所の主管に属するものを除く)」に改め、同条第二項食品微生物検査係の項第二号中「前号に掲げる微生物に係る」を「食品中のアレルゲンに係る試験検査及び」に改める。
- 第八十条 次の一号を加える。
 - 四 輸出食肉に関する事。
- 第一百五十五条 第二項環境保全係の項第三号中「及び土壌汚染対策法」を「、土壌汚染対策法及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。
- 第一百二十条 第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第一百二十二条 第一項の表中「企画連携係、機械施設係」を「機械施設連携係」に改め、同条第二項企画連携係の項及び機械施設係の項を削り、同条第二項総務係の項の次に次のように加える。
 - 一 試験研究の調整、進行管理及び研究成果の普及に関する事。
 - 二 地域共同開発及び共同研究の推進並びに研究生等に関する事。
 - 三 農業機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に関する事。
 - 四 作付け体系及び農作業体系についての試験研究及び調査に関する事。
 - 五 農業機械及び施設の性能検定に関する事。
- 第一百三十九条 第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第一百四十条 第二項及び第三項を削る。
- 第一百四十一条 第一項中「肉牛係」の下に「、繁殖技術係」を加え、同条第二項中「及び前条第三項に規定するセンター」を削り、同条第二項総務係の項第五号中「地域共同研究」を「共同研究」に、「研究生等」を「技術研修員等」に改め、同条第二項酪農係の項第二号中「及び繁殖」を削り、同条第二項酪農係の項に次の一号を加える。
 - 三 乳牛等の能力検定に関する事。
- 第一百四十一条 第二項肉牛係の項第二号中「改良及び繁殖についての試験研究及び調査」を「能力検定」に改め、同条第二項肉牛係の項第三号から第五号までを削り、同条第二項肉牛係の項の次に次のように加える。
 - 繁殖技術係
 - 一 牛の繁殖技術及びその周辺技術についての試験研究及び調査に関する事。
 - 二 牛の受精卵の生産及び配布に関する事。
 - 三 肉牛等の改良並びに子牛の生産及び供給に関する事。
- 第一百四十一条 第二項吾妻肉牛繁殖センターの項を削る。

第四百七十七条第一項中「生産システム係」の下に、「スマートファクトリー推進係」を加え、「食品・健康係及びバイオ・微生物係」を「食品・バイオ係及び食品化学開発係」に改め、同条第二項総務係の項第三号中「東毛産業技術センター」の下に「及び繊維工業試験場」を加え、同条第二項生産システム係の項の次に次のように加える。

スマートファクトリー推進係

- 一 デジタルソリューションラボを活用した技術支援及び開発研究に関する事
- 二 スマートファクトリーの普及啓発に関する事

第四百七十七条第二項食品・健康係の項中「食品・健康係」を「食品・バイオ係」に改め、同条第二項食品・健康係の項に次の一号を加える。

- 三 食品、健康及びバイオテクノロジーについての技術支援、試験、調査及び開発研究に関する事

第四百七十七条第二項バイオ・微生物係の項を次のように改める。

- 一 食品及び化学分野における新規研究分野の開拓並びに先進技術の開発研究及び調査に関する事
- 二 発酵食品及び微生物の応用についての技術支援、試験、審査、調査及び開発研究に関する事

第四百七十七条第三項中「生産システム係」の下に、「スマートファクトリー推進係」を加え、「食品・健康係及びバイオ・微生物係」を「食品・バイオ係及び食品化学開発係」に改める。

第四百九十九条第四項技術支援係の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第四項技術支援係の項に次の一号を加える。

- 三 施設、機器等の利用に関する事

第七十三条第三項の表保健福祉事務所の項及び保健所の項中「技師長(統括)」を「技師長(総括)」に改める。

多文化共生・共創推進会議

知事の諮問に応じて多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項及び基本計画の進捗状況を調査審議すること。

ぐんま暮らし	地域創生部
暮らし・外国	
人活躍推進課	

第七十四条の表中小企業調停審議会の項中「経営支援課」を「産業政策課」に改め、同表大規模小売店舗立地審議会の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。
(地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)

3 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。
第一号中「次長」を「水道調整主監、次長、専門官」に改める。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十一号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表十八の部六の項中「第二十九条第十一项」を「第二十九条第十三项」に改め、同表中九十一の部を九十三の部とし、八十七の部から九十の部までを八十九の部から九十二の部までとし、八十六の部を八十七の部とし、同部の次に次のように加える。

八十八 農林水産物及び食品の輸出の促進(と畜場又は食鳥処理場及びこれらに併設された食肉処理業に係るものに限る。)	一 第十五条第二項の規定による輸出証明書 の発行	食肉衛生検査所長
	二 第十七条第四項の規定による定期的な適合施設の確認	食肉衛生検査所長
	三 第十七条第五項の規定による適合施設への改善要求	食肉衛生検査所長
	四 第三十八条第二項の規定による報告の徴収、職員による立入調査等	食肉衛生検査所長
	五 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し	食肉衛生検査所長

別表第二第四号の表十八の部を八十六の部とし、七十七の部から八十四の部までを七十八の部から八十五の部までとし、七十六の部の次に次のように加える。

七十七 農林水	一 第十五条第二項の規定による輸出証明書	保健所長
---------	----------------------	------

<p>産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)(食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。)</p>				
の発行	二 第十七条第四項の規定による定期的な適合施設の確認	三 第十七条第五項の規定による適合施設への改善要求	四 第三十八条第二項の規定による報告の徴収、職員による立入調査等	五 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長
別表第二第五号の表一の部五の項中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同部六の項及び七の項中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同表中四十四の部を四十五の部とし、十二の部から四十三の部までを十三の部から四十四の部までとし、十一の部の次に次のように加える。	十二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)	一 第十七条の規定による第一種特定製品の管理者に対する指導及び助言	二 第十八条第一項の規定による第一種特定製品の管理者に対する勧告	三 第十八条第二項の規定による第一種特定製品の管理者が勧告に従わなかつた旨の公表
環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長
四 第十八条第三項の規定による第一種特定製品の管理者に対する命令	五 第四十五条第四項の規定による引取証明書書の交付を受けない旨等の報告の受付	六 第四十八条の規定による第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対する指導及び助言	七 第四十九条第一項の規定による第一種特定製品整備者に対する勧告	
環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	環境森林事務所長及び環境事務所長	

別表第二第六号の表三十七の部十七の項中「経営開始型交付計画」を「経営開始型事業計画」に改め、同部に次のように加える。	八 第四十九条第三項及び第四項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者に対する勧告	九 第四十九条第五項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対する勧告	十 第四十九条第七項の規定による第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対する勧告	十一 第四十九条第八項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種特定製品引取等実施者に対する命令	十二 第九十一条の規定による第一種特定製品の管理者等に対する報告の徴収	十三 第九十二条第一項の規定による職員による第一種特定製品の管理者等の事務所等への立入検査	環境森林事務所長及び環境事務所長
別表第八注第四号中「群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例」の下に「(昭和三十八年群馬県条例第五十五号)」を加え、「群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例」を「群馬県過疎地域の持続	四十六 浄化槽	一 第五条第一項の規定による浄化槽の設置又は変更の届出の受理及び同条第三項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止の命令	二 第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による設置計画への同意	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	農業事務所長	
	別表第二第八号の表十五の部二十四の項中「十五の部一」の項を「十六の部一」の項に改め、同表十六の部九の項及び十八の部一「十四の部五の項」を「十五の部五の項」に改め、同表四十六の部を次のように改める。						

的発展の支援のための県税の特例に関する条例(令和三年群馬県条例第四十九号)に改め、「群馬県農村地域工業等導入地区における県税の特例に関する条例」の下に「(昭和四十七年群馬県条例第十三号)」を加える。

別表第十の二十六の項中「ぐんま男女共同参画センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認」を「キャッシュレス決済によるNETSUGEN(群馬県庁舎三十二階官民共創スペース)の使用料の収納」に改め、同表二十七の項中「ぐんま総合情報センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認」を「メディアプロモーション課におけるLINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに動画配信による広告収入の収納」に改め、同表五十六の項を五十七の項とし、三十一の項から五十五の項までを三十二の項から五十六の項までとし、同表三十の項中「第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第四項並びに第九条第二項」に、「三十の項」を「三十三の項」に、「地域機関 専門機関、会計局」を「並びに同規則第二十条に規定する地域機関及び専門機関」に、「及び警察本部」を「並びに警察本部及びサイバーセンター」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中二十九の項を三十の項とし、二十八の項を二十九の項とし、同表二十七の項の次に次のように加える。

二十八 妙義青少年自然の家に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員
---	---------------------

別表第十一中三十三の項を三十五の項とし、二十五の項から三十二の項までを二十七の項から三十四の項までとし、同表二十四の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表中二十三の項を二十五の項とし、十七の項から二十二の項までを十九の項から二十四の項までとし、同表十六の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を加え、同項を同表十八の項とし、同表中十五の項を十七の項とし、二の項から十四の項までを四の項から十六の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 メディアプロモーション課におけるLINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに動画配信による広告収入の収納に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員	メディアプロモーション課の分任出納員
三 キャッシュレス決済によるNETSUGEN(群馬県庁舎三十二階官民共創スペース)の使用料の収納に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員	デジタルトランスフォーメーション戦略課の分任出納員

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓令

群馬県訓令甲第二号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「グリーンイノベーション推進監」を加える。

第四条第一項中「及び危機管理監」を「グリーンイノベーション推進監の分掌事務(グリーンイノベーション推進課に係る事務をいう。及び危機管理監)に改める。別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものを除く。)の部の前に次のように加える。

知事 略部	グリーンイノベーション推進課	二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例(令和四年群馬県条例第四号)に基づく次の事務
知事 略部	グリーンイノベーション推進課	(一) 第十六条第一項の規定により、地球温暖化対策指針を定めること。
知事 略部	グリーンイノベーション推進課	(二) 第八十二条の規定により、事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うこと。

別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものに限る。)の部危機管理課の項第一号(二)中「第七号」を「第八号」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉課の項第三号(一)中「介護高齢課」を「他課」に改め、同部介護高齢課の項第一号(一)中「健康福祉課」を「他課」に改め、同表環境森林部の部気候変動対策課の項を削り、同部廃棄物・リサイクル課の項に次の一号を加える。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)に基づく次の事務

(一) 第十三条第一項の規定により、処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(二) 第十三条第二項の規定により、処分等措置に要した費用の徴収を行うこと。
 別表第三第一号の表産業経済部の部経営支援課の項中「経営支援課」を「産業政策課」に改め、第一号から第四号までを削り、同項第五号(四)中「命じる」を「命ずる」に改め、同号を同項第一号とし、同項第六号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、同項の次に次のように加える。

地域企業支援	<p>一 信用保証協会法施行令(昭和二十八年政令第二百七十一号)第六十二条の規定により知事が行うこととされた信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十二条の五の規定により、仮理事の選任を行うこと。</p> <p>二 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五百五十五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条第一項の規定により、購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止すること。</p> <p>(二) 第十五条の規定により、あつせん又は調停を行うこと。</p> <p>(三) 第十六条の三第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により、大企業者が勧告に従わない旨を公表すること。</p> <p>(四) 第十六条の五第一項の規定により、大企業者に対し、勧告に係る措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>(五) 第十六条の六第一項の規定により、主務大臣に調整を申し出ること。</p> <p>(六) 第十八条第一項の規定により、主務大臣に勧告を申し出ること。</p> <p>三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第九条第七項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること。</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十六条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。</p> <p>(二) 第三十七条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止すること。</p> <p>(三) 第五十五条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。</p> <p>(四) 第五十五条第四項において準用する第三十七条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止すること。</p> <p>五 その他次の事務</p> <p>(一) 独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、中小企業高度化資金の事業計画の認定に関する申請を行うこと。</p>
--------	--

別表第三第二号の表会計局の部会計課の項中「会計課」を「会計管理課」に改め、別表第三第三号の表知事戦略部の部中戦略企画課の項及びメディアアプリケーション課

の項を削り、地域外交課の項の前に次のように加える。

グリーンベンチャー推進課	<p>一 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に基づく次の事務</p> <p>(一) 第八条第二項の規定により、気候変動適応計画を公表すること。</p> <p>(二) 第八条第三項の規定により、気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表すること。</p> <p>(三) 第十五条第三項の規定により、地球温暖化対策実行計画を公表すること。</p> <p>(四) 第十五条第四項の規定により、地球温暖化対策実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表すること。</p> <p>(五) 第十六条第二項において準用する第十五条第三項の規定により、地球温暖化対策指針を公表すること。</p> <p>(六) 第二十四条の規定により、特定排出事業者等から提出された排出量削減計画、計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。</p> <p>(七) 第三十条の規定により、特定建築物主から提出された特定建築物排出量削減計画及び特定建築物排出量削減計画に係る工事の完了報告の内容を公表すること。</p> <p>(八) 第四十一条の規定により、事業者から提出された自動車環境計画及び自動車環境計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。</p> <p>(九) 第四十六条の規定により、事業者から提出された自動車通動環境配慮計画及び自動車通動環境配慮計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。</p> <p>(十) 第六十二条の規定により、特定建築物主から提出された特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る工事の完了報告の内容を公表すること。</p> <p>(十一) 第七十条の規定により、特定排出事業者等から提出された再生可能エネルギー導入計画及び再生可能エネルギー導入計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。</p> <p>(十二) 第八十三条の規定により、事業者、県民等が二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に基づく気候変動対策等に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(十三) 第八十四条第一項の規定により、特定排出事業者、特定建築物主、新車販売事業者、第三十七条、第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項に規定する者、特定電気機器等販売事業者、特定建築物の設計者その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させること。</p> <p>(十四) 第八十五条の規定により、同条各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p>
--------------	---

(由) 第八十六条第一項の規定により、第八十五条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合、その旨を公表すること。

(ホ) 第八十六条第二項の規定により、同条第一項の規定による公表の対象となる者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明のための意見の聴取を行うこと。

別表第三第三号の表生活(子ども部の部生活)も課の項第二号(中)「(私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康福祉課、監査指導課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)」を削り、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同号(中)「(私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康福祉課、監査指導課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)」を削り、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員を除く。)

(三) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

別表第三第三号の表生活(子ども部の部生活)も課の項第二号に次のように加える。

(四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(六) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置(役員を除く。)

(七) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

別表第三第三号の表生活(子ども部の部生活)も課の項第三号(中)「(私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、監査指導課及び障害政策課)」を「他課」に改め、同号(中)「(私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課及び障害政策課)」を「他課」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は必要な改善を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者に対し、その施設設備又は運営の改善その他の勧告をすること(他課の所管に係るものを除く。)

(五) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(六) 第五十九条第五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(七) 第五十九条第六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(八) 第五十九条第七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(九) 第五十九条第八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十) 第五十九条第九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(五) 第五十九条第五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(六) 第五十九条第六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(七) 第五十九条第七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(八) 第五十九条第八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(九) 第五十九条第九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十) 第五十九条第十項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十一) 第五十九条第十一項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十二) 第五十九条第十二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十三) 第五十九条第十三項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十四) 第五十九条第十四項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十五) 第五十九条第十五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十六) 第五十九条第十六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十七) 第五十九条第十七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十八) 第五十九条第十八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十九) 第五十九条第十九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十) 第五十九条第二十項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十一) 第五十九条第二十一項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十二) 第五十九条第二十二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十三) 第五十九条第二十三項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十四) 第五十九条第二十四項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十五) 第五十九条第二十五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十六) 第五十九条第二十六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十七) 第五十九条第二十七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十八) 第五十九条第二十八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十九) 第五十九条第二十九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十) 第五十九条第三十項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十一) 第五十九条第三十一項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十二) 第五十九条第三十二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十三) 第五十九条第三十三項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十四) 第五十九条第三十四項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十五) 第五十九条第三十五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十六) 第五十九条第三十六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十七) 第五十九条第三十七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十八) 第五十九条第三十八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三十九) 第五十九条第三十九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十) 第五十九条第四十項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十一) 第五十九条第四十一項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十二) 第五十九条第四十二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十三) 第五十九条第四十三項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十四) 第五十九条第四十四項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十五) 第五十九条第四十五項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十六) 第五十九条第四十六項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十七) 第五十九条第四十七項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十八) 第五十九条第四十八項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四十九) 第五十九条第四十九項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(五十) 第五十九条第五十項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

に違反した役員を解職すべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
 〇に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(六)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)中「指定すること」を「指定し、弁
 明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」に改め、同号(九)を同号(十)
 〇とし、同号(九)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号
 (九)を同号(十)とし、同号(十)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を
 加え、同号(九)を同号(十)とし、同号(十)中「監査指導課」を「他課」に改め、同号(七)を同
 号(七)とし、同号(六)中「監査指導課」を「他課」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)
 中「(生活)子ども課、児童福祉・青少年課、健康福祉課、監査指導課、介護高齢課及
 び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。」を削り、「こ
 と」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(九)とし、同
 号(四)の次に次のように加える。

- (四) 第五十四条の六第三項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉
 法人の新設合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
 - (六) 第五十五条の二第九項の規定により、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承
 認すること(他課の所管に係るものを除く。)
 - (七) 第五十五条の三第一項に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の
 承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)
 - (八) 第五十五条の四第一項に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の
 承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- 別表第三号の表生活)子ども部の部私学・子育て支援課の項第四号に次のように
 加える。

- (四) 第二百二十七条の規定により、一般社団法人の社会福祉連携推進認定をするこ
 と(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第三百三十九条第二項の規定により、社会福祉連携推進法人の定款の変更を認
 可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百十条に規定する社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更
 の認定をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百十二条に規定する社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の
 認可をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百四十二条において読み替えて準用する第五十六条第一項の規定により、
 社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、
 又は職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業
 務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の
 所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定により、
 社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置(役員を解職を除く。)
 〇をとるべき
 旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第五項の規定により、
 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による勧告

に從わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
 〇)。
 (四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第六項の規定により、
 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による勧告
 に係る措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第七項の規定により、
 社会福祉連携推進法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役
 員の解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第九項の規定により、
 職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第四百四十五条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推
 進認定を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)

別表第三号の表生活)子ども部の部私学・子育て支援課の項第五号(六)中「(児童
 福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同
 じ。)
 〇」を削り、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同
 号(七)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同
 号(九)中「(児童福祉・青少年課、監査指導課及び障害政策課の所管に係るものを除
 〇)を削り、「児童福祉・青少年課及び障害政策課」を「他課」に改め、同号(十)
 及び(十一)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(四)中
 「生活)子ども課、児童福祉・青少年課及び障害政策課」を「他課」に改め、同号(四)及
 び(五)中「児童福祉・青少年課」を「他課」に改め、同号(四)中「児童福祉・青少年課及
 び障害政策課」を「他課」に改め、同項第六号(一)中「(生活)子ども課、児童福祉・青
 少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
 〇」を削り、「こと」の下に「(他
 課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同項第八号(一)中「生活)子ども課」を「他
 課」に改め、同号(四)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、
 同項第十号(二)中「生活)子ども課」を「他課」に改め、同号(四)中「(他課
 の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(四)中「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を削り、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同部児童福祉・青少年課の項第一号(一)中
 「(私学・子育て支援課、健康福祉課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るもの
 を除く。以下この号において同じ。)
 〇」を削り、「こと」の下に「(他課の所管に係るもの
 を除く。)
 〇」を加え、同号(二)中「第四十三号第二項」を「第四十五号の三十六
 第三項」に改め、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同
 号(三)中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(四)中「第
 四十九号第二項」を「第五十条第四項において準用する第三十二条」に、「合併」を
 「吸収合併」に改め、「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、
 同号(六)中「取り消すこと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同
 号(九)を同号(十)とし、同号(七)中「(私学・子育て支援課、健康福祉課、介護高齢課及び
 障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)
 〇」を削り、「こ
 と」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」を加え、同号(七)を同号(十)とし、同
 号(九)中「(他課の所管に係るものを除く。)
 〇」に改め、「(健康福祉課、介護高齢課及

に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同項第七号四中「こと」の下に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同号(四)、(五)から(八)まで、(六)から(八)まで、(五)から(八)まで及び(六)から(八)までの規定中「監査指導課」を「他課」に改め、同部業務課の項第十一号に次のように加える。

- (二) 第三十五条第一項の規定による毒物劇物製造業者又は輸入業者の登録票の書換え交付をすること。
- (三) 第三十六条第一項の規定による毒物劇物製造業者又は輸入業者の登録票の再交付をすること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項第一号中(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

- (一) 第七条の二第三項の規定により、営業の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項に次の二号を加える。

三十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)に基づく次の事務

- (一) 第十七条第二項の規定により、適合施設を認定すること。
- (二) 第十七条第五項の規定により、適合施設の認定を取り消すこと。
- (三) 第十七条第六項(第三十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、適合施設の認定又は認定の取消しを報告すること。

三十七 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)に基づく次の事務

- (一) 第三十一条第二号の規定により、愛玩動物看護師養成所を指定すること。
- (二) 附則第二条第一号ハ及びニの規定により、養成所を指定すること。

別表第三第三号の表環境森林部の部気候変動対策課の項を削り、同部環境保全課の項第二号中(ト)とし、(ウ)を(ト)とし、同号(八)中「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加え、「ばい煙量若しくはばい煙濃度」を「ばい煙量等」に改め、「ばい煙発生施設」の下に「等」を加え、同号(八)を同号(九)とし、同号中(五)から(七)までを(六)から(八)までとし、(四)の次に次のように加える。

- (四) 第十八条の十五第六項の規定による報告を受領すること。

別表第三第三号の表環境森林部の部環境保全課の項第十二号中(一)から(四)までを削り、(五)を(一)とし、(六)から(八)までを(二)から(四)までとし、同号(五)中「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者」及び「フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な」を削り、同号(五)を同号(六)とし、同号(六)中「第四十九条第一項から第七項まで」を「第四十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項」に改め、「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者」及び「又は第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者」及び「又は第一種特定製品引取等実施者」を削り、同号(七)を同号(五)とし、同号(八)及び(九)を削り、同部廃棄物・リサイクル課の項第八号中「(平成十三年法律第六十五号)」を削り、同項

中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)に基づく次の事務

- (一) 第二十六条第一項第五号イの規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とした譲渡し及び譲受けを認めること。
- (二) 第二十六条第一項第六号の規定により、保管事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったことによる譲渡し及び譲受けを認めること。

別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項に次の一号を加える。

十六 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に基づく次の事務

- (一) 第七十五条第二項の規定により、食品ロス削減推進計画を公表すること。
- (二) 第七十五条第三項の規定により、食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表すること。

別表第三第三号の表環境森林部の部林業振興課の項第四号(一)中「森林組合」の下に「及び森林組合連合会(以下この号において「森林組合」という。)」を加え、同号(ト)中「議決」を「決議」に改め、同号(ト)を同号(五)とし、同号中(五)から(七)までを(六)から(八)までとし、(四)の次に次のように加える。

- (四) 第八十八条の三第二項の規定により、森林組合の吸収分割を認可すること。
- (六) 第八十八条の十三第二項の規定により、森林組合の新設分割を認可すること。

別表第三第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第一号(八)から(十)までを削り、同項第十三号(四)及び(六)中「群馬県総合農政推進資金」を「群馬県総合農政利子負担軽減制度」に改め、同部畜産課の項第四号中(ト)を(五)とし、(七)から(十)までを(六)から(九)までとし、同号(六)の次に次のように加える。

- (七) 第九十条第一項による資源管理の状況等の報告を徴すること(第二種区画漁業権に係るものを除く。)

別表第三第三号の表農政部の部畜産課の項第十五号を第十八号とし、第十四号の次に次の三号を加える。

十五 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)に基づく次の事務

- (一) 第三条第三項の規定により、畜舎建築利用計画の認定をすること。
- (二) 第三条第四項の規定により、畜舎建築利用計画の認定をしないこと。
- (三) 第三条第六項の規定により、認定を受けた者に通知をすることともに、その旨を公表すること。

- (四) 第四条第三項において準用する第三条第三項の規定により、畜舎建築利用計画の変更の認定をすること。
- (五) 第四条第三項において準用する第三条第四項の規定により、畜舎建築利用計画の変更の認定をしないこと。

(六) 第四条第三項において準用する第三条第六項の規定により、認定を受けた者

- に通知するとともに、その旨を公表すること。
- (七) 第六条第二項ただし書の規定により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めること。
- (八) 第十条第一項の規定による認定畜舎等の譲渡及び譲受けについて認可をすること。
- (九) 第十条第二項の規定による認定計画実施者である法人が合併により消滅することについて認可をすること。
- (十) 第十条第三項の規定による認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させることについて認可をすること。
- (十一) 第十条第五項の規定により、建築基準法令の規定に適合していることを確認すること。
- (十二) 第十一条第二項の規定により、建築基準法令の規定に適合していることを確認すること。
- (十三) 第十四条第一項の規定により、認定畜舎等に関する事項について報告を求めること。
- (十四) 第十四条第二項の規定により、認定畜舎等に関する帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。
- (十五) 第十四条第三項の規定により、職員に認定畜舎等への立入検査等を行わせること。
- (十六) 第十五条第一項から第三項までの規定により、違反を是正するために必要な措置を命ずること。
- (十七) 第十五条第四項の規定により、失効畜舎等の使用の停止又は保安上の措置を命ずること。
- (十八) 第十五条第五項の規定により、措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (十九) 第十六条第二項の規定により、認定を取り消すこと。
- (二十) 第十六条第三項の規定により、認定が効力を失ったこと又は認定を取り消したことを通知するとともに、その旨を公表すること。
- (二十一) 第十六条第四項後段の規定による建築基準法令の規定に適合していることの確認をすること。
- (二十二) 第十八条第一項の規定により、工事の施工中に使用されている認定畜舎等に対して必要な措置を命ずること。
- (二十三) 第二十条第一項の規定により、主務大臣に必要な助言又は援助を求めること。
- (二十四) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号)に基づく次の事務
- (一) 第七十一条第二項、第七十二条第四項又は第七十六条第二項の規定により、通知書を交付すること。
- (二) 十七 群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年群馬県規則第 号)に基づく次の事務
- (一) 第七条第二項の規定により、認定通知書を交付すること。

- (一) 第七条第三項の規定により、不認定通知書を交付すること。
- (二) 別表第三第三号の表産業経済部の部産業政策課の項第三号及び第四号を次のように改める。
- 三 中小企業等協同組合法に基づく次の事務(信用組合に関する事務を除く。)
- (一) 第九条の二の二第二項の規定により、団体協約締結のためのあつせん又は調停を行うこと。
- (二) 第九条の七の二第五項に規定する火災共済規程の変更又は廃止の認可をすること。
- (三) 第三十五条の二(第八十二条の八において準用する場合を含む。)の規定により、協同組合連合会又は中央会の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- (四) 第四十八条(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定により、臨時総会の招集を承認すること。
- (五) 第五十一条第二項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定により、組合又は中央会の定款の変更を認可すること。
- (六) 第六十二条第二項の規定による協同組合連合会の解散の届出を受理すること。
- (七) 第八十二条の十三第二項の規定による中央会の解散の届出を受理すること。
- (八) 第九十六条第五項の規定により、解散を命じた組合又は中央会の解散の登記を嘱託すること。
- (九) 第一百四十二条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
- (十) 第一百五十二条第二項の規定により、組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査すること。
- (十一) 第一百五十二条の二の規定による協同組合連合会及び中央会の決算関係書類の受理をすること。
- (十二) 第一百五十二条の三の規定により、組合又は中央会から組合員等に関する報告を徴すること。
- (十三) 第一百五十二条の四の規定により、組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- (十四) 第一百六条第一項の規定により、組合又は中央会に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 四 中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 第一百条の十一の規定により、事業協同組合、企業組合及び協業組合の組織変更届を受け付けること。
- (二) 別表第三第三号の表産業経済部の部産業政策課の項に次の七号を加える。
- 五 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第一項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定による協同組合の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- (二) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第四十八条の規定により、協業組合の総会の招集を承認すること。

- (三) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定により、協業組合の定款の変更を認可すること。
- (四) 第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定による協同組合の解散の届出を受理すること。
- (五) 第五条の二十三第五項において準用する中小企業等協同組合法第九十六条第五項の規定により、解散を命じた協業組合の解散の登記を嘱託すること。
- (六) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百四十二条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
- (七) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条第二項の規定により、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- (八) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条の規定による協同組合の決算関係書類を受理すること。
- (九) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条の規定により、協業組合から組合員等に関する報告を徴すること。
- (十) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条の規定により、協業組合からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- (十一) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第一百六条第一項の規定により、協業組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 六 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
 - (一) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定による商工組合及び商工組合連合会の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
 - (二) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第四十八条の規定により、商工組合連合会又は商工組合の総会の招集を承認すること。
 - (三) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定により、商工組合連合会又は商工組合の定款の変更を認可すること。
 - (四) 第四十七条第三項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定による商工組合及び商工組合連合会の解散の届出を受理すること。
 - (五) 第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十六条第五項の規定により、解散を命じた商工組合連合会又は商工組合の解散の登記を嘱託すること。
 - (六) 第六十七条の規定により、商工組合連合会又は商工組合に対し、必要な措置を採るべきことを命ずること。
 - (七) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法第一百四十二条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
 - (八) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条の規定により、商工組合連合会又は商工組合の業務又は会計の状況を検査すること。
 - (九) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法第一百五十二条の規定によ

- 七
 - る商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の受理をすること。
 - 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第三項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
 - (一) 第九十二条の規定により、商工組合に対し、その業務又は経理の状況に関する報告をさせること。
 - (二) 第九十三条第一項の規定により、職員に組合の事務所への立入検査を行わせること。
- 八 商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令により知事が行うこととされた商工会法に基づく次の事務
 - (一) 第四十二条第五項(第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による会員の請求による商工会の総会の招集を承認すること。
 - (二) 第四十四条第二項及び第四項(これらの規定を第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款の変更を認可すること。
 - (三) 第四十九条の規定により、提出される商工会の決算関係書類を受理すること。
 - (四) 第五十条第一項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又は職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させること。
 - (五) 第五十二条第二項の規定による商工会の解散届を受理すること。
 - (六) 第五十三条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会の清算人を選任すること。
 - (七) 第五十四条第一項、第二項及び第四項(これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会の財産処分の方法を認可すること。
 - (八) 第五十四条の三の規定による商工会の清算終了の届出を受理すること。
 - (九) 第五十八条第四項において準用する第四十二条第五項の規定により、商工会連合会の総会の招集を承認すること。
 - (十) 第五十八条第四項において準用する第四十四条第二項及び第四項の規定により、商工会連合会の定款の変更を認可すること。
 - (十一) 第五十八条第五項において準用する第四十九条の規定により、商工会連合会の事業報告書等を受理すること。
 - (十二) 第五十八条第六項において準用する第五十二条第二項の規定により、商工会連合会の解散届を受理すること。
 - (十三) 第五十八条第六項において準用する第五十四条の三の規定により、商工会連合会の清算終了の届出を受理すること。
- 九 商店街振興組合法に基づく次の事務(二以上の市の地域を地区とする商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に限る。)
 - (一) 第四十五条の規定により、役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
 - (二) 第四十九条(第五十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、組合等の総会の招集を承認すること。
 - (三) 第六十二条第二項の規定により、定款の変更(定款の変更後二以上の市の区

- 域に属する地域を地区とすることとなる商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に係るものに限る。(四)において同じ。)を認可すること。
- (四) 第六十二条第三項において準用する第三十六条第三項の規定により、定款の変更の認可又は不認可の処分を通知すること。
- (五) 第七十二条第二項の規定により、組合等の解散の届出を受理すること。
- (六) 第八十一条第二項の規定により、組合等の業務及び会計の状況を検査すること。
- (七) 第八十二条の規定により、組合等の事業報告書等を受理すること。
- (八) 第八十三条の規定により、組合等から組合員等に関する報告を徴すること。
- (九) 第八十四条の規定により、組合等からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- (十) 第八十五条の規定により、組合等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 十 商工会議所法施行令第七条の規定により知事が行うこととされた商工会議所法に基づく次の事務
 - (一) 第七条第二項の規定により、特定商工業者の従業員数及び資本金額の決定を許可すること。
 - (二) 第十条第二項の規定により、法定台帳の作成期間を延長すること。
 - (三) 第十条第三項の規定により、法定台帳の作成期間の延長を商工会議所に通知すること。
 - (四) 第四十六条第五項の規定により、商工会議所の定款の変更の届出を受理すること。
 - (五) 第五十七条の規定により、商工会議所の収支決算等を受理すること。
 - (六) 第五十八条第一項の規定により、商工会議所から報告を徴し、又は職員にその業務の状況等を検査させること。
- 十一 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)に基づく次の事務
 - (一) 第五条第六項の規定により、事業継続力強化支援計画の認定をすること。
 - (二) 第五条第七項の規定により、認定をした事業継続力強化支援計画の内容を公表し、当該認定をした旨を経済産業大臣に通知すること。
 - (三) 第六条第二項の規定により、事業継続力強化支援計画の認定を取り消すこと。
 - (四) 第六条第三項において準用する第五条第六項の規定により、事業継続力強化支援計画の変更の認定をすること。
 - (五) 第六条第三項において準用する第五条第七項の規定により、変更の認定をした事業継続力強化支援計画の内容を公表し、当該認定をした旨を経済産業大臣に通知すること。
 - (六) 第七条第七項の規定により、経営発達支援計画の認定について、経済産業大臣に意見を述べること。
 - (七) 第八条第三項において準用する第七条第七項の規定により、経営発達支援計画の変更について、経済産業大臣に意見を述べること。

別表第三三号の表産業経済部の部産業政策課の項の次に次のように加える。

未来投資・デジタル産業課 一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)に基づく次の事務 (一) 第十三条第四項の規定により、地域経済牽引事業計画を承認すること。 (二) 第十四条第三項において準用する第十三条第四項の規定により、地域経済牽引事業計画の変更を承認すること。 二 その他次の事務 (一) 災害レジリエンス強化資金の事業計画を承認すること。

- 別表第三三号の表産業経済部の部地域企業支援課の項を削り、同部経営支援課の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改め、同項第五号(中)「第七十条第七項」を「第七十条第八項」に改め、同項第六号(中)「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第十四号を次のように改める。
- 十四 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に基づく次の事務
 - (一) 第二十四条の規定により、鉱業権の設定について経済産業局長から協議を受けること。
- 別表第三三号の表産業経済部の部地域企業支援課の項中第十五号から第二十一号までを削り、同表国土整備部の部監理課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
- 六 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)に基づく次の事務
 - (一) 第二十二号第五項又は第二十二号の二第三項に規定する損失の補償についての裁定をすること。
- 別表第五衛生環境研究所の項第五号(中)「第五十四条第六項」を「第五十四条第七項」に改め、同表環境森林事務所及び環境事務所の項第五号(中)「第二十九条第四項」を「第五十四条第七項」に改め、同項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 十 経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年経済産業省・環境省令第一号)に基づく次の事務
 - (一) 第一号及び第二号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書を交付すること(環境森林事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 別表第五環境森林事務所及び環境事務所の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく次の事務
 - (一) 第九十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書を交付すること(環境森林事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 別表第五環境森林事務所及び森林事務所の項第四号(中)「議決」を「決議」に改め、同表農業事務所の項第五号(中)を(ハ)とし、(ハ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(八) 第九十条第一項に規定する資源管理の状況等の報告を徴すること。
 別表第五農業事務所の項第八号中「群馬県総合農政推進資金に」を「群馬県総合農政利子負担軽減制度に」に、同号(一)中「群馬県総合農政推進資金融通措置要綱」を「群馬県総合農政利子負担軽減制度融通措置要綱」に、「第五号」を「第四号」に改め、同号(二)中「群馬県総合農政推進資金融通措置要綱」を「群馬県総合農政利子負担軽減制度融通措置要綱」に、「第四号」を「第三号」に改め、同表家畜保健衛生所の項第一号(四)中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表八ツ場ダム水源地域対策事務所の項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項に次の二号を加える改正規定(第三十七号に係る部分に限る。)
- 二 別表第三第三号の表知事戦略部の部中戦略企画課の項及びメディアアプローチ課の項を削り、地域外交課の項の次に次のように加える改正規定(七)、(八)、(九)
- (七) 特定建築物に係る部分(特定建築物排出量削減計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る部分に限る。以下この号において同じ。)
- (八) 特定建築物の設計者に係る部分に限る。
- (九) 特定建築物に係る部分及び特定建築物の設計者に係る部分に限る。
- 三 別表第三第三号の表知事戦略部の部中戦略企画課の項及びメディアアプローチ課の項を削り、地域外交課の項の次に次のように加える改正規定(四)(特定建築物に係る部分(特定建築物排出量削減計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る部分を除く。以下この号において同じ。))に限る。、(五)(特定建築物に係る部分に限る。)、(六)(特定建築物に係る部分に限る。)
- 四 別表第三第三号の表知事戦略部の部中戦略企画課の項及びメディアアプローチ課の項を削り、地域外交課の項の次に次のように加える改正規定(四)(特定建築物に係る部分(特定建築物排出量削減計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る部分を除く。以下この号において同じ。))に限る。、(五)(特定建築物に係る部分に限る。)、(六)(特定建築物に係る部分に限る。)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
